

山口県報

平成30年
8月31日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県いじめ調査検証委員会規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
- 告示
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………一
- 公告
一般競争入札の実施(税務課)……………一
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………三
- 雑報
県報の正誤(平成三十年七月六日山口県告示第二百五十二号)……………五



山口県いじめ調査検証委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十二号

山口県いじめ調査検証委員会規則の一部を改正する規則

山口県いじめ調査検証委員会規則(平成二十六年山口県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、任期の末日において調査を継続している場合に限り、当該調査が終了するまでその任期を伸長することができる。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十年八月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日
下関市菊川町土地改良区 平成三〇、八、二〇



(一九二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年八月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

自動車税納税通知書等作成業務 一式

(二) 業務の内容

- (一) 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 履行期間
- (三) 契約締結の日の翌日から平成三十四年三月三十一日までの間
- (四) 履行場所
山口県総務部税務課
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）に基づき資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 平成三十年八月三十一日から同年十月十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成二十七年四月一日から平成三十年八月三十一日までの間に、国、普通地方公共団体又は特別区の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績（施行中であるものを含む。）を有していること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総務部税務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県総務部税務課
- (三) 受領期限
平成三十年十月十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十年十月十五日午後三時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
- (二) 日時
平成三十年十月十五日午後三時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六十七條の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもつて入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十年九月二十日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載

した書面を平成三十年十月二日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書
- 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
- (五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三一二二八八)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Making automobile tax notices
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2022
- (4) Delivery place: The place appointed by Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2288)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 12, 2018 (If brought in person: 3:00 P.M. October 15, 2018)

(一九三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年八月三十一日から平成三十一年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

加藤 久誠

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 大門 淳 | 加藤 久誠 |

四 届出年月日

平成三十年八月十七日

五 変更年月日

平成三十年五月二十八日



山口県公安委員会告示第三十二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年八月三十一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。

平成三十年十月十五日(月曜日)から同月十八日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十九日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成三十年十月十八日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十九日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

（二）場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

（三）講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

（四）受講者の定員 二十人

二 講習対象者

（一）新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

（二）追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、（一）のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成三十年九月十八日（火曜日）から同月二十一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

（一）警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

（二）二の（一）のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、

二の（一）のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の（一）のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の（一）のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の（一）のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

（三）写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

（四）警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

（一）日時

ア 新規取得講習

平成三十年十月十五日（月曜日）から同月十八日（木曜日）までの午前九時か

ら午後五時三十分まで及び同月十九日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成三十年十月十八日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十九日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成三十年九月十八日(火曜日)から同月二十一日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講し

ようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。



正 誤

平成三十年七月六日山口県告示第二百五十二号(保安林予定森林)

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-----------------------------------|---|
| 三 | 下 | 四、五 | 二三二から二三六まで、字江草二 三七の六から二三七の二五まで | 一〇二三二から一〇二三六まで、 字江草一〇二三七の六から一〇二三七の二五まで |
| 〃 | 〃 | 一一、一二 | 二三三から二三五まで・字江草二 三七の七から二三七の二五まで | 一〇二三三から一〇二三五まで・ 字江草一〇二三七の七から一〇二三七の二五まで |

平成三十年八月三十一日
印刷
發行

發行人
所

山口縣
知事
府